

（厚生労働大臣が定める児童等の一部改正）

第十二条 厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 一の五 (略) 二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (略) (2) 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。) 又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。) において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。 (3) (略) ロ ホ (略) 三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基	一 一の五 (略) 二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (略) (2) 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。) 又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。) において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合に<u>あっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。</u> (3) (略) ロ ホ (略) 三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基

準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ へ (略)

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)(賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額である

準

(新設)

イ 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ へ (略)

(新設)

ことその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直

すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	(4) 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	(5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(6) 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	四〇六 (略) 六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注の厚生労働大臣が定める基準	七〇八の二 (略) 第三号の二の規定を準用する。	八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等サービス又は共生型放課後等サービス 第一号の五の規定を準用する。	九・十 (略) 十の二 通所給付費等単位数表第3の13の注の厚生労働大臣が定める基準	第三号の二の規定を準用する。	十の三・十の四 (略)
						四〇六 (略) (新設)	七〇八の二 (略) 八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援		第一号の五の規定を準用する。	九・十 (略) (新設)		十の二・十の三 (略)

十の五 通所給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準

(新設)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(3) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉

人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。	(4) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。	ロ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。	ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	ニ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	ホ 居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	ヘ 平成二十年十月からロの届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。	ト への処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	十一・十二 （略）	十二の二 通所給付費等単位数表第5の5の注の厚生労働大臣が定める基準
						十一・十二 （略） （新設）			十二の二 （略）

第十号の五の規定を準用する。	十三ゝ十六（略）
十二の三（略）	（新設）
十三ゝ十六（略）	
十六の二 入所給付費単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める基準	
第三号の二の規定を準用する。	
十六の三（略）	十六の二（略）
十七・十八（略）	十七・十八（略）
十九 入所給付費単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準	
第三号の二の規定を準用する。	